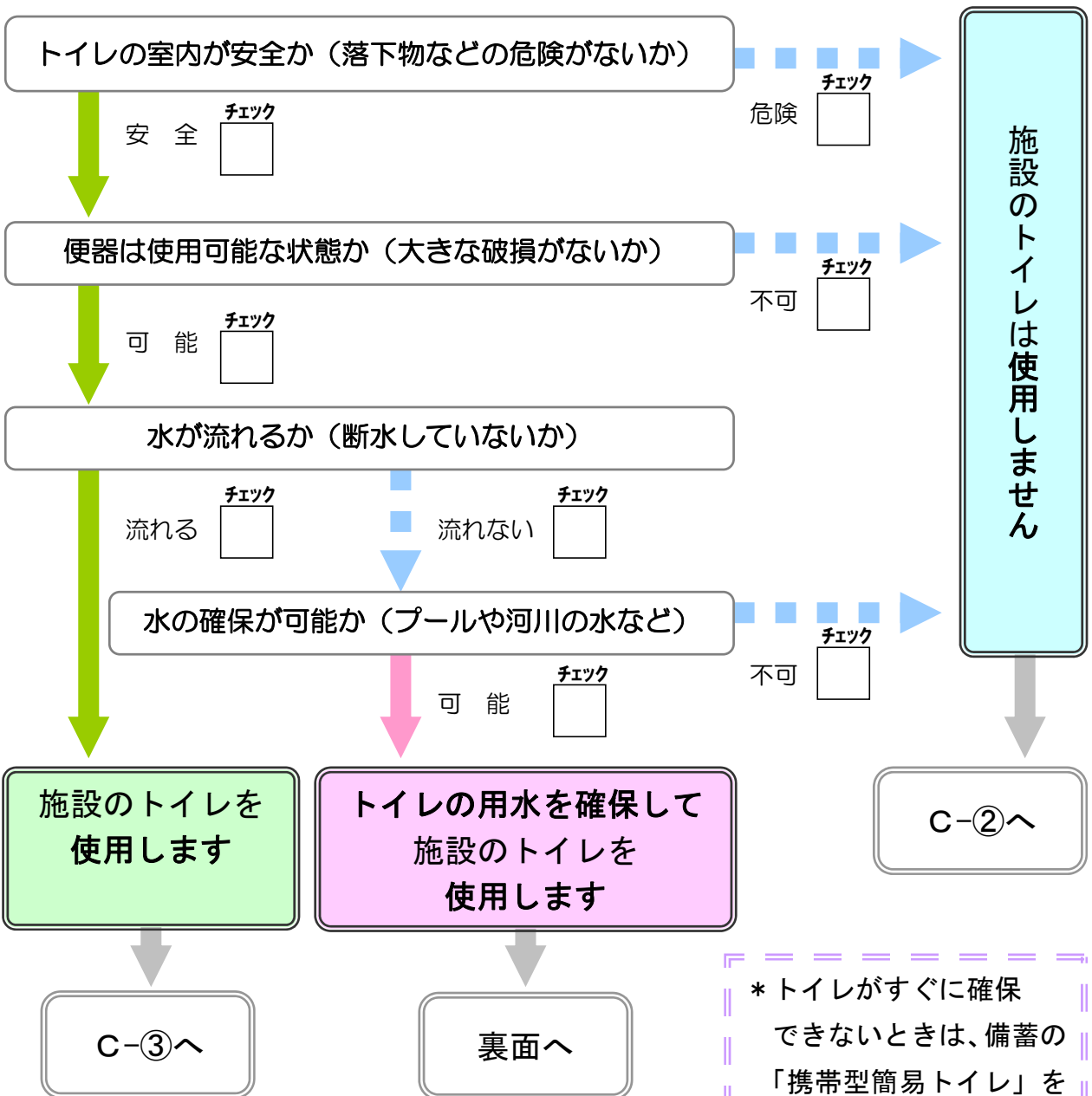


避難所トイレの確保① 「避難所トイレの確保」

- ★ 避難所生活を送る上で必要となるトイレの確保や使用方法について整理します。
- ★ 避難所のトイレが使えるか否かの確認を早期に行う必要があります。
- ★ 使用できない場合は、トイレを確保する必要があります。
- ★ C-①②③を活用し、トイレを確保して適切に運用してください。

～避難所に避難したら、施設のトイレが使用可能か否かを確認します。～

<トイレ確認のチェック項目> ＊あてはまる方にチェック



＊トイレがすぐに確保できないときは、備蓄の「携帯型簡易トイレ」を活用しましょう。

トイレの用水を確保して施設のトイレを使用する

断水中も、施設のトイレや便器に被害や破損がなければ、以下のとおり排泄物を流す用水を確保することで使用が可能となります。

チェック

☐

「プールの貯留水」や「河川の水」をポリバケツなどにためて、トイレの流し用水として設置します。

- * トイレの流し用水は、衛生上手洗いなどには活用できませんので、張り紙などをして周知しましょう。

チェック

☐

使用済みトイレットペーパーを捨てるゴミ箱などを用意します。

- * 用水で流す場合は、ペーパーが詰まるおそれがありますので、使用したペーパーは流さずにゴミ箱（ダンボールなどで可）やゴミ袋に捨ててもらいます。
- * 匂いの対策として、ダンボールでふたをするなどの工夫をしましょう。

チェック

☐

消毒液などを確保し、衛生面に配慮します。

- * 手洗い用の水が確保できない場合、最初は、施設の消毒液などを借りて活用します。
- * ペットボトルなど備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先とし、避難者数から余裕がある場合は、節水して活用します。

チェック

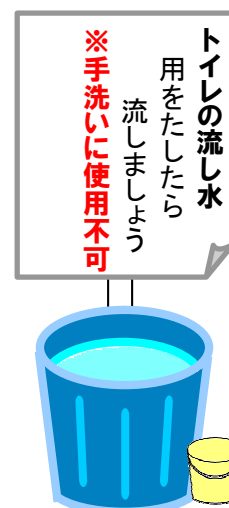
☐

使用できるトイレの場所や、使用方法を十分に周知して使用します。

〈 水の使用判断例 〉

水 \ 区分	飲料用	調理用	手洗い用 洗顔用 食器洗い用 歯磨き用	風呂用 洗濯用	トイレ用
・飲料用（ペットボトル）	◎		○		
・避難所の受水槽 ・非常用飲料水貯水槽	◎		◎	○	○
・給水車の水					
・浄水機の水	○		◎	○	○
・プールの水 ・河川の水	×		×	×	◎

◎：最適な使い方 ○：使用可 ×：使用不可



トイレが確保できたら、ルールを決めて衛生的に運用します。……「C-③」へ

避難所トイレの確保②「簡易組立トイレの設置」

簡易組立トイレを設置する

施設のトイレが使用できない場合は、備蓄されている「災害用簡易組立トイレ」を屋外に設置します。

チェック

☐

組み立てる前に、施設の利用計画などを参考に設置場所を決めます。

- * 組み立ててからの移動はできません。
- * 屋外で、居住スペースに匂いなどがもれない場所に設置しましょう。

チェック

☐

簡易組立トイレは、付属の説明書に沿って組み立てます。

- * 和式2基、洋式3基（足の不自由な方の優先）があります。
- * 最低でも大人4～5名は必要ですので、避難者の協力を呼びかけましょう。

チェック

☐

トイレは男女用に分け、足の不自由な方などは洋式を優先して使用できるようにしましょう。

- * 取り急ぎ必要な場合は、洋式から組み立てて対応しましょう。

チェック

☐

施設のトイレから借りるなどし、トイレットペーパーを設置します。

- * 避難所への物資の支援が始まった後は、必要な数量を区災害対策本部に要請します。

チェック

☐

消毒液などを確保し、衛生面に配慮します。

- * 手洗い用の水が確保できない場合、最初は、施設の消毒液などを借りて活用します。
- * ペットボトルなど備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先とし、避難者数から余裕がある場合は、節水して活用します。

チェック

☐

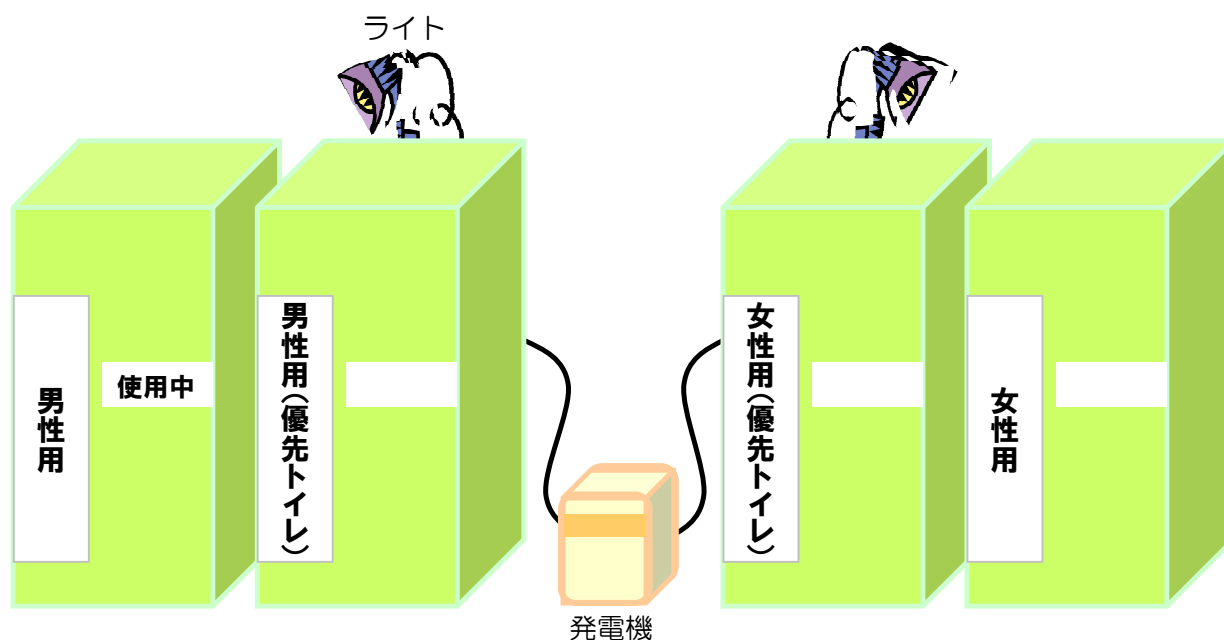
トイレの場所や、使用方法を十分に周知して使用します。

トイレが確保できたら、ルールを決めて衛生的に運用します。……「C-③」へ

簡易組立トイレの設置のポイント

- ◇ 夜間の利用のために、備蓄品の発電機や投光器を設置し、明かりを確保しましょう。
- ◇ 男女用や、足の不自由な方などの優先トイレなどが分かるように表示しましょう。
- ◇ 「使用中」が分かる札を設置しましょう。

設置例



避難所トイレの確保③ 「避難所トイレの運用」

～ トイレが確保できた後は、以下の要領で運用しましょう ～

チェック → 継続

☐

トイレが確保できた場合は以下のとおり運用します。（共通事項）

- ◇ トイレの使用に関するルールを作成し、避難者に周知します。
 - * 多くの人が利用するため、ルールを決めて衛生的に使用します。裏面参照
- ◇ 清掃の当番を決めるなどし、避難者が協力してトイレの衛生を保ちます。
 - * 感染症などを防ぐ観点からも、トイレの衛生を保ちましょう。
 - * 居住組の単位で当番を決めるなど、特定の人の負担にならないようにします。
- ◇ 感染症などを防ぐためにも、手洗いを励行しましょう。
 - * 手洗い用の水がない場合は、給水車による給水などで確保します。（シートJを参照）
 - * 手洗い用の水がない場合は、施設にある消毒液などを活用させていただきます。

チェック → 継続

☐

トイレの流し用水を確保している場合は、以下も行います。

- ◇ 水の確保については、当番を決めるなどし、避難者が協力して行います。
 - * 水の運搬作業などの重労働を 1 日に複数回行う場合もあるため、避難者が協力して実施することが求められます。
- ◇ 衛生面から、使用済みトイレットペーパーはこまめに処理します。

チェック → 継続

☐

簡易組み立てトイレを使用している場合は、以下も行います。

- ◇ 排泄物の汲み取りは区災害対策本部に連絡し、こまめに実施します。
- ◇ 必要に応じて仮設トイレの増設を区災害対策本部に要請します。
 - * 区災害対策本部へ施設の状況などを報告し、仮設トイレの確保について要請します。

シートCはここで終了です。上記に留意して、避難所閉鎖まで継続してください。

トイレ使用ルール（例）

1 施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用している場合）

- * トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。
捨てた後は、必ずふたを閉めてください。
- * トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
- * 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- * ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。
大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。
- * 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。
居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で協力して水汲みを行いましょう。

2 簡易組立てトイレを使用する場合

- * 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- * トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- * 和式のトイレの上板（便器にまたがる部分）は、2人以上が乗って使用しないでください。
介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。
- * 洋式のトイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式のトイレを使用してください。
- * 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物をならしてください。
- * 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- * 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。

・・・など